

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の5第1項の規定により、建設業者の監督処分について、次のとおり公告する。

平成29年9月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 処分をした年月日

平成29年8月31日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びにその者の建設業法第3条の規定に基づく許可番号

(1) 商号

四国スチール株式会社

(2) 主たる営業所の所在地

丸亀市土器町北1丁目15番地

(3) 代表者の氏名

大島 克敏

(4) 許可番号

香川県知事許可（般一28）第7906号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づき、次のとおり営業の停止を命ずる。

(1) 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業のうち、次のいずれかに該当する建設工事に係るもの

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者であるもの又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係るもの

イ その建設費について国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 期間

平成29年9月14日から同年10月13日までの30日間

4 処分の原因となった事実

四国スチール株式会社は、平成27年1月15日及び同年12月3日に、虚偽の内容（完成工事高の水増し）を記載した決算の変更届出書を香川県へ提出した。

また、香川県に対して、平成27年1月19日及び平成28年1月7日に当該虚偽の内容に基づく経営規模等評価申請及び総合評定値請求を行い、これらにより得た経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書をもって、香川県等に対し、平成27年度及び平成28年度の公共工事の競争入札参加資格申請を行った。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。